

ごみの野焼きは禁止されています

最近、家の近くでごみを燃やす人がいるため、臭いがするとの苦情が寄せられます。

「野焼き」をすることは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。簡易焼却炉・ドラム缶・ブロック積みなどで焼却することも「野焼き」と見なされます。

また、海岸に打ち上げられた漂着ごみなどの「野焼き」も禁止されています。これまでも数回消防が出勤し、消火活動を行っています。

周囲の人々に「悪臭がする」、「目にしみる」、「のどが痛い」、「洗濯物が汚れる」などの被害を及ぼすことがあるだけでなく、火災につながる危険もありますので、このような「野焼き」は絶対にやめましょう。

また「野焼き」はダイオキシン類の発生源となっており、環境汚染の原因にもなります。環境にやさしい住みよい街づくりにご協力をお願いします。



なぜ野焼きはダメなの？

野焼きは、ダイオキシン類やばい煙の発生を抑制することが難しいだけでなく、ばい煙は大気中に広く拡散し、想像以上に遠くへ運ばれることがあります。その結果、煙が目にしみる、臭い、洗濯物が干せないなどの苦情の原因となるほか、焼却温度が200～300にしかならないため、ダイオキシン類などの有害物質の発生原因にもなるわけです。また、火災の原因となることもあります。

このようなことから、人の健康や周辺地域の生活環境に支障をきたすために禁止されているのです。



廃棄物処理法では・・・

廃棄物の処理基準に従わない焼却、いわゆる「野焼き」などの野外等での不法な廃棄物の焼却について直接罰を伴う規定があり、違反した場合は、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処せられることがあります。

廃棄物処理法

(焼却禁止)

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

従って、一定の構造基準を満たしていない焼却炉を利用した焼却(ドラム缶による焼却や、空き地、川べりなどでの焼却設備を使わない廃棄物の焼却など)も禁止されています。

なお、政令では、次の項目については、焼却禁止の例外が定められています。

焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却

- 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
(例：河川管理者による河川管理を行うための伐採した草木等の焼却、海岸管理者による海岸の管理を行うための焼却など)
- 2 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
(例：凍霜害防止のための稲わらの焼却、災害時における木くず等の焼却など)
- 3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(例：どんと焼き等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却など)
- 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(例：農業者が行う稲わらの焼却など(廃ビニールの焼却は不可))
- 5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの
(例：たき火、キャンプファイヤー等を行う際の木くず等の焼却など)

ただし、上記の例外規定に該当する場合でも、生活環境上支障を与えるなどの苦情がある場合は、行政処分や指導の対象となります。